

別表第28 パッケージ型消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) パッケージ

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がなく、確実に固定されており、かつ、扉の開閉が容易にできること。

ウ 表示

適正であること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

オ 設置場所

所定の距離が確保されていること。

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置(容器弁に設けられたものに限る。)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合(安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安

全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合(容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあっては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

オ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

カ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正で、かつ、正常に作動すること。

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

オ 加圧用ガス容器等

(ア) 加圧用ガス容器

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

b 表示

適正に設けられていること。

(イ) ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合(容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあっては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

- (d) 気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。
- (e) 表示
適正であること。

(エ) 安全装置(容器弁に設けられたものに限る。)

- a 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- b 安全性
安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合(安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。)にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

- (a) 外観
容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

- (b) 構造、形状及び寸法
設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

- (c) 耐圧性能
所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

- (d) 気密性能
所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

- (e) 安全装置の作動
安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

- (f) 表示
適正であること。

- (オ) バルブ類
変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

- (カ) 圧力調整器
変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、機能が正常であること。

(4) 手動式起動操作部

- ア 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
- イ 外形
変形、損傷等がないこと。
- ウ 表示
適正であること。
- エ 機能
正常であること。

- (5) 配管
漏れ、変形、損傷等がなく、確実に接続されていること。

(6) ホース、ホースリール又はホース架、ノズル並びにノズル開閉弁

- ア ホース
変形、損傷、老化、接続部の緩み等がなく、所定の長さのものであること。
- イ ホースリール及びホース架
ホースの引出し、格納等が容易にできること。
- ウ ノズル
著しい腐食、つまり等がないこと。

エ ノズル開閉弁

開閉操作が容易にできること。

2 総合点検

手動式起動操作部の操作により起動させ、次の事項について確認すること。

(1) ノズル開閉弁

異常がなく、試験用ガスが放射されること。

(2) ホース及びホース接続部

試験用ガスの漏れがないこと。